# 正社員/契約社員 フレックスタイム制に関する規程

株式会社KPMG Ignition Tokyo

# 第1条 (目的)

この規程は、株式会社KPMG Ignition Tokyo (以下「会社」という) において、正社員/契約社員就業規則第29条の規定に基づき、フレックスタイム制について定めたものである。

## 第2条 (適用対象者)

フレックスタイム制は、フレックスタイム制に関する労使協定に定める人事 制度におけるランクが下記のもので裁量労働制適用者以外とする

- ・アソシエイトソリューションスタッフ
- ・アソシエイトテクノロジースタッフ
- アソシエイトプロフェッショナルサポートスタッフ
- ・プロフェッショナルサポートスタッフ
- ・シニアプロフェッショナルサポートスタッフ
- ・ドメインリーダー
- ・シニアドメインリーダー
- ・ドメインディレクター

## 第3条 (始業・終業の時刻)

フレックスタイム制適用者の標準となる勤務時間帯は午前9時15分から 午後5時15分までとするが、次条に定めるフレキシブルタイムの時間帯にお いて自主的に始業および終業の時刻を決定することができる。

- 2. フレックスタイム制適用者の勤務時間は、第5条で定めるコアタイムを充足するものでなくてはならない。
- 3. 勤務時間中は職務に専念しなければならず、許可なく業務以外のことを行い又は私用外出をしてはならない。

# 第4条 (フレキシブルタイム)

フレキシブルタイムは午前7時から午後10時とする。

#### 第5条 (コアタイム)

各日のコアタイムは原則として午前11時から午後3時(休憩1時間、実勤 務時間3時間)とする。

2. 前項にかかわらず、コアタイムを2時間の範囲内で繰り上げ又は繰り下げることができる。ただし、業務上の都合により、会社は従業員の申出内容を変

1 KPMG Ignition Tokyo 正社員/契約社員フレックスタイム制に関する規程 更すること及び従業員からの申出の有無にかかわらず、各人のコアタイムを繰り上げ又は繰り下げを行う場合がある。

3. コアタイムについては原則として勤務していなければならない。

#### 第6条 (休憩時間)

休憩時間は1日の実労働時間が6時間を超える場合、勤務時間の途中で1時間取得するものとする。

2. 休憩開始時刻は原則として正社員/契約社員就業規則第28条に定める休憩時間とするが、業務に支障のない範囲でフレックスタイム制適用者の決定に委ねるものとする。

# 第7条 (基本勤務時間)

フレックスタイム制適用者の標準となる1日の勤務時間は7時間とする。

2. フレキシブル・ワーク規程に基づき、短時間勤務をする者の1日の基本勤務時間は、個別に短縮した所定労働時間とする。

# 第8条 (適用対象外の時間等)

正社員/契約社員就業規則に定める休日については、フレックスタイム制を 適用しない。

2. 第4条に定めるフレキシブルタイム以外の時間帯及び前項に掲げる休日に 勤務する場合は、予め会社に届け出てその許可を受けなければならない。休日 に勤務する場合は、コアタイム、フレキシブルタイムは設定せず、所属長と協 議のうえ必要な時間・適切な時間帯で勤務すること。

# 第9条 (清算期間)

清算期間は毎月1日から末日までの1ヶ月とする。

## 第10条 (月間所定労働時間及び実勤務時間)

フレックスタイム制適用者が1ヶ月間において労働しなければならない月間所定労働時間は7時間に清算期間中の所定労働日数を乗じて得た時間とする。

2. 清算期間における実勤務時間は、各人が実際に勤務した時間及び正社員/契約社員就業規則上、有給として取り扱われる休暇を取得した場合に勤務したものとして取り扱われる時間の合計とする。

#### 第11条 (月間所定労働時間の過不足調整)

1ヶ月の実勤務時間の累計が前条の月間所定労働時間を超える場合は、その 超えた時間につき、給与規程第21条第2項の定めによる時間外勤務手当を支 給する。

- 2. 1ヶ月の実勤務時間の累計が前条の月間所定労働時間に不足した場合は、本人の申請に基づき、当該不足時間を半日単位の年次有給休暇に振り替えることができる。なお、半日単位の年次有給休暇を取得した場合は、3時間30分勤務したものとして取り扱い、月間所定労働時間の不足分を補てんできる最小限の範囲で振り替えることができるものとする。
- 3. 前項にかかわらず、月間所定労働時間が不足する場合は、その不足時間に 応じて給与規程第12条の定めによる不就労時間控除を行う。

# 第12条 (期中入社、退職等の取り扱い)

清算期間の途中で、給与の日割り計算の対象となる入社、退職・解雇、休職 (育児・介護休業、産前産後休暇を含む)及び復職があった月における第10 条に定める月間所定労働時間は、次の算式による時間(以下「個人別所定労働 時間」という)に置き換えて、前条の定めを適用する。

個人別所定労働時間 = 7時間× 事由発生の日まで(又は事由発生の日以後) の当該月の所定労働日数

## 第13条 (事業場外勤務の取扱い)

フレックスタイム制適用者が勤務時間の全部又は一部について事業場外で 勤務した場合において、1日の勤務時間を算定し難いときは、第7条に定める 基本勤務時間勤務したものとみなす。

# 第14条 (年次有給休暇の取り扱い)

フレックスタイム制適用者の年次有給休暇は1日単位とし、半日(第11条 第2項による場合を除く)及び時間単位での取得は認めないものとする。

# 第15条 (勤務時間の管理)

フレックスタイム制適用者は、正当な理由なく1ヶ月の実勤務時間が第10 条に定める月間所定労働時間を下回ることを繰り返してはならない。

- 2. フレックスタイム制適用者は、フレキシブルタイムにおける始業・終業時刻の決定に当たっては、会議、顧客対応等の業務に影響のないよう留意しなければならない。
- 3. コアタイム開始後の出社及びコアタイム終了前の退社をそれぞれ勤怠管理上の遅刻及び早退とし、正当な理由なくこれらが繰り返された場合、会社は注

意・警告又は正社員/契約社員就業規則上の懲戒処分を行うことがある。

# 第16条 (適用除外)

会社は、フレックスタイム制の適用が困難又は不適当と認められる従業員に ついて、その適用を解除することができる。

# 第17条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

(附則) この規程は、2019年7月1日から施行する。

この規程は、2020年7月1日から改定する。

この規程は、2021年4月1日から改定する。

この規程は、2021年10月1日から改定する。

2019年7月1日制定